

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市消防局長 小林 佐登司

新潟市消防局訓令第5号

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関する事務処理規程（平成23年新潟市消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第45条」に改める。

第34条第1項中「第81条第1項ただし書き」を「第81条第2項」に改める。

第44条を第45条とし、第40条から第43条までを1条ずつ繰り下げ、第39条の次に次の1条を加える。

（精神の機能の障がいに係る届出）

第40条 省令第5条の2第2項の規定による届出は、2部消防長に提出させるものとする。

2 消防長は、前項の届出を受理したときは、届出書1部に届出済印を押印し、届出者に返付するものとする。

別表中「第41条」を「第44条」に改める。

別記様式第7号中「第40条」の次に「、第41条」を加える。

別記様式第27号中「第41条」を「第42条」に、「第42条」を「第43条」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。